**八代市物価高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）**

**支給業務委託に係る****プロポーザル審査実施要領**

この要領は、八代市が委託する物価高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）の支給業務（以下「委託業務」という。）について、最も委託業務の遂行に適していると判断される事業者を選定するために実施する公募型プロポーザル審査に関し必要な手続き等を定める。

**１　委託業務の概要**

（１）委託目的

物価高騰重点支援給付金の支給業務を民間事業者の専門的知識と創意工夫を最大限に活用し、より一層安定した市民サービスの提供をもって、市民サービスの質を向上させること及び効率的な業務運営の実現を目的とする。

（２）委託業務の名称

　「八代市物価高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給業務委託」

（３）委託業務の内容

　　　別紙「八代市物価高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給事業業務委託仕様書」のとおり。

（４）委託期間

　　　契約締結日から令和７年６月２０日まで（予定）

　　　ただし、契約締結日～令和７年３月６日の期間は人員確保や研修等に要する準備期間とする。

（５）委託業務に係る提案上限額

**３５，０００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）**

ただし、金額は提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

**２　参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。

②会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。

③破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立てがなされているものでないこと。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第２ 第６号に規定する暴力団員でないこと。

⑤本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、公募から契約締結日までの間において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

　　⑥国税及び地方税を滞納していないこと。

⑦プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

⑧過去３年以内に、同種業務又は類似業務の受託実績があること。

⑨委託事業者の過失により生じた損害を補償する賠償責任保険に加入又は加入予定であること。

**３　質問の受付及び回答**

実施要領等に関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

（１）受付方法

質問書【様式１】に必要事項を記載の上、メールにて提出すること。電話での質問の受付は行わない。

　　　《メールアドレス》kyufu@city.yatsushiro.lg.jp

　　　　※件名には「八代市物価高騰重点支援給付金業務委託プロポーザルに関する質問（事業者名）」と表記すること。

（２）受付期間

　　　令和７年１月１６日（木）から令和７年１月２０日（月）午後５時まで

（３）回答方法

公平を期すため、質問及び回答の内容の全てを本市ホームページにて公開するとともに全参加事業者にメールにて回答を行う。

※回答予定日：令和７年１月２２日（水）までに回答

**４　参加表明書及び企画提案書の提出**

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の方法により書類を提出するものとする。

（１）提出書類

①プロポーザル参加表明書【様式２】

②会社概要【様式任意】

　③企画提案書【様式任意】

　　　　企画提案書には、以下に示す項目ごとに提案等を記載すること。

　　　　必ず、全ての評価項目について、企画提案書に記載すること。記載の無い項目は、減点となりますのでご注意ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 記載事項 |
| １ | 事業理解及び運営方針 | ・本事業の目的の解釈・適切に業務を遂行する為の運営方針 |
| ２ | 公的認証 | ・公的認証を取得状況・第三者から個人情報の取り扱いに関する安全性の担保 |
| ３ | 業務遂行計画 | ・着実に業務に着手し、履行するための計画の提案 |
| ４ | 事業運営体制 | ・本事業に取り組む体制の提示 |
| ５ | 相談受付業務 | ・相談受付業務の受付体制の提案・業務実施体制と配置計画の提案 |
| ６ | コールセンター業務 | ・コールセンター業務の受付体制の提案・業務実施体制と配置計画の提案 |
| ７ | 事務センター業務 | ・事務処理業務の受付体制の提案・業務実施体制と配置計画の提案 |
| ８ | 業務遂行力 | ・事業特性を理解し、確実に遂行するための提案 |
| ９ | 業務従事者の確保・育成 | ・確実に業務を履行させるために良質な人材の確保の提案・業務の品質を維持、向上させるための育成に係る方策の提案 |
| 10 | 情報管理力 | ・個人情報の管理体制・情報事故発生時の対応 |
| 11 | 独自提案 | ・事務の効率化、サービスの質の向上のための独自の創意工夫の提案・上記の提案を効果的に実現させるための取り組み |

④業務実績書【様式３】

　　　　過去の同種業務又は類似業務の受託実績について記載すること。

　　⑤見積書及び見積内訳書【様式任意】

　　　　業務提案書の内容に基づき、本業務の実施に必要となる費用を算出し、年度ごとの見積りの内容が分かるように記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

⑥プライバシーマークの取得・更新実績が分かるもの又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証の写し

⑦賠償責任保険加入（予定）状況等の補償内容が分かる書類の写し

（２）提出部数

　　　正本１部

　　副本５部（副本は複写可）

（３）提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。

　　　《提出先》

〒866-8601　熊本県八代市松江城町1番25号

八代市役所　本庁舎２階

八代市健康福祉部 重点支援給付金事業推進室

（４）提出期限

令和７年１月２８日（火）午後５時まで(必着)

（５）提出にあたっての留意事項

　　①書類は原則Ａ４サイズ、両面印刷とし、Ａ３サイズの場合はＡ４サイズに折りこむこと。

　　②文字は、１１ポイント以上を使用すること。

　　③上記（１）①～⑦の順に１部ずつ書類を重ねてクリップ留め（ホチキス留め不可）したものを６部（正本１部、副本５部）提出すること。

　　④提出に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

　　⑤提出期限後における書類の修正、追加等は、原則認めない。

　　⑥提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

**５　失格事項**

参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

①書類の提出期間中に書類がすべて提出されなかった場合

　　②提出された書類に虚偽の記載があった場合

　　③見積書に記載された金額が提案上限額を超過した場合

　　④本要領に違反又は著しく逸脱した場合

　　⑤その他不正行為があった場合

**６　選定方法**

（１）選定方法

　　　八代市役所内に設置する選定委員会において、提出された提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて別に定める選定基準に基づき評価を行い、受託候補事業者を選定する。

　　　参加事業者が６者以上のときは、事前に選定基準に基づいた書類審査を行い、上位５者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

　　　なお、選定は、あくまで受託候補事業者を特定するものであり、契約行為ではない。

　　　《プレゼンテーション・ヒアリングの実施概要》

　　　　①日　時：令和７年２月３日（月）

　　　　②場　所：八代市役所本庁舎

　　　　③プレゼン時間：提案者からの説明時間として２０分以内

　　　　　　　　　　　　八代市からの質問時間として１０分以内

　※日時、場所、持込機材等の詳細は、改めてメールで通知する。

　　通知は、令和７年１月３０日（木）を予定。

（２）選定結果

　　　選定結果については、すべての参加事業者に郵送で通知する。また、選定結果の概要を八代市ホームページへの掲載により公表を行う。

　　　なお、選定理由、結果の内容等に関するお問合せには、一切お答えしない。

**７　参加の辞退**

参加表明書及び企画提案書の提出後、やむを得ず参加の辞退を行う場合には、事前に担当室に電話連絡の後、辞退届【様式任意】を提出すること。

**８　契約の締結**

　　選定委員会における選定の結果、受託候補事業者となった者については、提案内容の詳細について協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。また、受託事業者は、八代市を被保険者とする履行保証保険への加入を行うこととする。

　　契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、又は提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、八代市が被った損害について損害賠償を求める場合がある。

**９　スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 日程 |
| １ | 公募開始 | 令和７年１月１５日（水）から |
| ２ | 質問の受付期限 | 令和７年１月２０日（月）午後５時 |
| ３ | 質問に対する回答 | 令和７年１月２２日（水） |
| ４ | 提案書類の提出期限 | 令和７年１月２８日（火）午後５時 |
| ５ | プレゼンテーション案内通知 | 令和７年１月３０日（木）　※メールにて通知 |
| ６ | 選定委員会による審査（プレゼンテーション含む） | 令和７年２月３日（月） |
| ７ | 審査結果通知・公表 | 令和７年２月７日（金）（予定） |
| ８ | 契約締結 | 令和７年２月１０日（月）（予定） |

　　**※日程は変更になる場合があります。**

**１０　問合せ及び提出先**

担 当 課：八代市健康福祉部 重点支援給付金事業推進室（本庁舎２階）

　担　　当：窪田、西岡、前田

　　住　　所：〒866-8601

　　　　　　　熊本県八代市松江城町1番25号

　電　　話：0965-45-5558（直通）

　　Ｆ Ａ Ｘ：0965-35-0296

　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kyufu@city.yatsushiro.lg.jp